令和元年　７月　定例教育委員会　　会議録

１　日　　時　　令和元年　７月２４日（水）　　開会　１５時００分　　閉会　１６時０２分

２　場　　所　　福井市役所８階第３委員会室

３　出 席 者　　教 育 長　　吉川　雄二
教育長職務代理者　　佐藤　藤枝
教育委員　　木村　敦子
教育委員　　春木　伸一
教育委員　　多田　和博
＜事務局職員＞
教育部長　　内田　弥昭
少年対策参事官　　谷口　敏英
教育次長　　向井　成人
副理事　　桑原　浩明
（生涯学習課長事務取扱）
図書館統括館長　　松浦　茂一
教育総務課長　　馬來田　善準
学校教育課長　　氣谷　達郎
保健給食課長　　坂井　小由里
青少年課長　　松田　玲子
スポーツ課長　　石井　　穣
文化財保護課長　　天谷　賢一
みどり図書館長　　橋詰　　豊
桜木図書館長　　田畑　裕嗣
調整参事　　黒川　忠興
教育総務課　副課長　　前川　昌司
図書館副館長　　山本　恭唯
教育総務課　課長補佐　　吉川　貴大
教育総務課　主幹　　吉田　浩一
教育総務課　副主幹　　織田　久美子

４　議　　題

議　案

第１７号議案　福井市教育委員会会議規則の一部改正について

第１８号議案　福井市通学区域審議会委員の委嘱について

第１９号議案　福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第２０号議案　福井市文化的景観保存活用計画策定委員の委嘱について

第４号報告　専決処分（福井市教育委員会行政組織規則の一部改正）の承認を求めることについて

第５号報告　専決処分（福井市教育委員会職務権限規程の一部改正）の承認を求めることについて
第６号報告　専決処分（福井市教育委員会文書管理規程の一部改正）の承認を求めることについて
第７号報告　専決処分（福井市教育委員会公印規則の一部改正）の承認を求めることについて
第８号報告　専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
第９号報告　専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

報　告
（１）６月定例市議会の報告について
（２）令和２年度　明新小学校及び和田小学校の調理等業務委託について

５　議事の経過
（１）開会、教育長あいさつ
（２）会議録署名委員の指名　　佐藤　藤枝 委員　　木村　敦子 委員
（３）議事の要旨

吉川教育長	最初に、第１７号議案　福井市教育委員会会議規則の一部改正について、事務局から説明を求める。
事務局 （教育総務課長）	福井市教育委員会会議規則の一部改正について、改正理由は委員会の公開及び傍聴に関する規定を、インターネット等の情報インフラが進んだ現在の時代に即したものとするため、所要の改正を行うものである。一点目は、第３条第２項の、会議の告示の規定を削除するものである。昭和２７年の規則制定当時は、市民への周知の方法として市の掲示板を利用する告示が最も有効な手段であったと思われるが、現在はホームページへの掲載等、広く市民に周知する有効な方法があり、当該規定については既に役目を終えたものと判断したものである。二点目は、第１５条第１項ただし書きの、傍聴できない場合の規定を削除するものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、出席者の３分の２以上で議決したときは会議を公開しない旨の規定があるためである。その他の改正として、今回の改正に併せて文言の修正、整備をしたものであり、内容の変更を伴うものではない。施行日は令和元年８月１日である。
吉川教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等はあるか。 文言の訂正と、告示という行為が実態に即していないということ、会議の非公開は法律に定めがあるということである。
吉川教育長	他に何かないか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第１７号議案　福井市教育委員会会議規則の一部改正について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第１７号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第１８号議案　福井市通学区域審議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局（学校教育課長）　福井市通学区域審議会条例第５条の規定に基づき、福井市通学区域審議会の委員を委嘱するものである。委嘱期間は令和元年８月１日から令和２年７月３１日までの１年間である。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第１８号議案　福井市通学区域審議会委員の委嘱について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第１８号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第１９号議案　福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局（スポーツ課長）　福井市スポーツ推進審議会委員の任期が令和元年８月末日を以って満了することから、各団体から推薦を受けた１４名の委員を新たに委嘱するものである。委嘱期間は令和元年９月１日から令和３年８月３１日までの２年間である。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第１９号議案　福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第１９号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第２０号議案、福井市文化的景観保存活用計画策定委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局（文化財保護課長）　越前海岸に広がる水仙畑と農村景観については、平成１７年に越廼村の指定文化財となっていたが、市町村合併によって、現在は福井市の指定文化的景観となっている。この景観について、国の重要文化的景観への選定を目指して取り組んでいるが、そのためには、福井市文化的景観保存活用計画を策定する必要がある。このため、当該計画の策定委員を資料のとおり委嘱するものである。
なお委嘱期間は、令和元年８月６日から令和２年３月３１日までである。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第２０号議案、福井市文化的景観保存活用計画策定委員の委嘱について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第２０号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第４号報告　専決処分（福井市教育委員会行政組織規則一部改正）の承認を求めることについてから、第７号議案　専決処分（福井市教育委員会公印規則の一部改正）の承認を求めることについての４件は、関連があるので一括して事務局から説明を求める。

事務局（教育総務課長）　先ず第４号報告　福井市教育委員会行政組織規則の改正理由であるが、本年４月の機構改革において、これまで副理事級が所属長となっていた「室」を「課」に変更したことにより、規則上の名称が変更になることから改正を行うものである。これまで本市は、重要な施策を担う所属については、いわゆる次長級の管理職を置き、室として課の上位に当たる位置づけを行ってきた。しかしながら「室、課、課内室」という３層構造が市民から見ると分かりにくいため、原則として「課、課内室」という２層構造に変更を行ったものである。教育委員会では、「生涯学習室」が「生涯学習課」に変更となっている。なお、この組織改革に関連して、第５号報告　福井市教育委員会職務権限規程の一部改正、第６号報告　福井市教育委員会文書管理規程の一部改正、第７号報告　福井市教育委員会公印規則の一部改正については、全て行政組織の改正に伴い必要となるものであり、これらに

ついても併せて専決処分を行ったものである。施行は、平成３１年４月１日に遡って行う。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第４号報告　専決処分（福井市教育委員会行政組織規則一部改正）の承認を求めることについてから、第７号議案　専決処分（福井市教育委員会公印規則の一部改正）の承認を求めることについての４件を、一括して報告のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第４号報告から第７号報告を、一括して報告のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第８号報告　専決処分（福井市学校給食運営員会の委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局（保健給食課長）　福井市学校給食運営員会の委員については、６月定例教育委員会において、１４名中１３名については承認を頂いたところであるが、この度、残り１名について団体から推薦を頂いたので、委員として委嘱したものである。委嘱期間は、令和元年７月１日から令和３年６月３０日までの２年間である。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第８号報告　専決処分（福井市学校給食運営員会の委員の委嘱）の承認を求めることについて、報告のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第８号報告について報告のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に、第９号報告　専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明をお願いする。

事務局（保健給食課長）　福井市結核対策委員会の委員について、医師会代表の委員から交代の申し出があったため委嘱したものである。委嘱期間は、令和元年６月２１日から令和２年

３月３１日までである。

吉川教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問等はあるか。

春木委員　人事に関する質問ではないが、結核対策委員会は、学校現場で先生や児童生徒に結核患者が出た場合にだけ開催されるものなのか。

事務局（保健給食課長）　結核患者が出た場合のほか、罹患率の高い国から外国人の子供が転入してきた場合に委員会を開催し、どういった検査を行うか等、対応を検討するものである。

吉川教育長　他に何かないか。

―　特に意見なし　―

吉川教育長　それでは第９号報告　専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、報告のとおり承認することで御異議ないか。

―　異議なしの声　―

吉川教育長　それでは第９号報告について報告のとおり承認することとする。

吉川教育長　次に報告事項に移る。
先ず、報告（１）６月定例市議会の報告について、事務局から説明を求める。

事務局（教育部長）　６月定例市議会の会期は、６月２４日から７月１１日までの１８日間であり、教育委員会関係で、今回上程した議案は「令和元年度福井市一般会計補正予算」、「福井市体育施設条例の一部改正について」、「工事請負契約の締結について」および「専決処分の報告について」の４件である。これらの議案については、５月定例教育委員会において概要を説明したもので、７月１１日の議会最終日において原案のとおり可決された。

―　以下、一般質問の質疑の要旨を説明　―

吉川教育長　ただ今の報告について、何か質問等はないか。

春木委員　補助金削減の問題で、校長会が３００円ずつ集金したことについて、新聞報道で初めて知ったのだが、教育委員に情報提供すべきではないか。

事務局（教育部長）　予算の説明等の際に、今後はもう少し丁寧に説明する。

吉川教育長	補助金は毎年減額されている。これまでは校長会において補助金の範囲内でいろいろ工夫しながら運営していたが、今年はどうにもならないということで、校長会の判断で集金するという話になった。これに対し、事務局としては、やむを得ないということで校長会に返答をしたのだが、今後は教育委員会においても承認等の手続をしっかりとしなければならないと思う。
春木委員	報告でよいのだが、仮に保護者から聞かれても、今の状況では知らないので何も言えない。そういうことでは困る。
多田委員	３００円を返還するお金は工面できたのか。
事務局 （教育部長）	財政部局と協議して、捻出することになった。
多田委員	そうであれば、最初から一律のカットではなく、この事業は大切な事業だということを、財政課等にも分かるように説明すべきだったのではないか。
吉川教育長	その辺の経緯を少し説明してほしい。
事務局 （教育部長）	昨年は、財政再建のために、全ての補助金について原則１割から２割カットという方針がある中で、委員が言われたようなことを財政課に対して説明や要望はしていた。しかしながら、査定を受ける中で、全ての市民のために平等にというのが財政側の判断であり、今年度の当初予算編成時の状況であった。 現時点においては、昨年度の決算も明らかになる中で、一定の黒字も見込めるため、ある程度なら財源的にも見込みがついたということで、遡って、今年度の事業についても対応することで財政課と協議が調ったというものである。
吉川教育長	我々としても、昨年度の予算編成の中で、削減されると困るということは訴えてきたのだが、一律カットという大きな命題があった。
事務局 （教育部長）	予算編成は、昨年の１０月から１１月頃にかけて行っていたのだが、平成２９年度の赤字決算を受けて、当年度の事業実施も不透明な中で翌年度の予算編成を行うということで、財政課としても厳しいシーリングを掛けていたものである。
吉川教育長	一旦決めたことが年度途中で覆るということで、あまりすっきりしない結論である。来年度以降について、連合音楽会は文化会館の耐震上の問題から、会場が確保できるのかといった問題がある。また、働き方改革を踏まえて教員の過剰負荷になっていないかということも、校長会としてかなり議論をしているところである。 議会答弁の中で、「校長会の意見を聴いて、校長会の意向に沿った対応をする」というのは、実施主体が校長会なので、校長会がやめると言えばそれまでであり、

	やりたいと言うのなら、補助をしっかりと付けて保護者負担がないようにするというのが、現時点での事務局側の考えである。
佐藤委員	バス代が大きな割合を占めているのか。
事務局 （教育部長）	全体で１千万円のうち、約９００万円がバス代である。
春木委員	３００円は、全保護者が出したのか。
事務局 （学校教育課長）	連合音楽会については、小学校、中学校ともに、参加人数で均等割した額を、各学校で給食や教材費等と併せて集金したものであり、全保護者から出して頂いている。
吉川教育長	連合体育大会についてはまだ集めていなかったのか。
事務局 （保健給食課長）	連合体育大会は９月の開催なので、９月の集金で集める予定をしていたが、集める必要がなくなった。
春木委員	生活保護の家庭からは集めているのか。
事務局 （保健給食課長）	一律に３００円の負担を求めたものだが、生活保護世帯については、生活保護費の教育費という区分で経費として認められているので、全額が支給されることになる。
佐藤委員	連合音楽会に高志中学校が入っていないのはなぜか。
事務局 （学校教育課長）	中学校の連合音楽会は、福井市中学校教育研究会の音楽部会が主催であるが、その研究会に高志中学校が入っていないためである。
多田委員	附属中学校は入っているということは、附属中学校からも３００円ずつ集めたということか。
吉川教育長	集めていると思われる。
吉川教育長	他に何かないか。
	―　特に意見なし　―
吉川教育長	次に報告（２）令和２年度　明新小学校及び和田小学校の調理等業務委託について、事務局から説明を求める。

事務局
（保健給食課長）

単独調理校の業務委託については、退職による職員の減少に伴い平成２７年度から順に実施しているところである。委託する単独調理校は、栄養教諭等が配置され、給食調理規模が大きい施設を優先的に実施することを基本としている。今回委託予定の単独調理校の現状であるが、明新小学校の食数は９３０食、正規調理技師は３人、また、和田小学校の食数は６９０食、正規調理技師は３人という状況である。

他の小学校での業務委託の履行状況であるが、受託事業者は衛生基準を満たし、問題なく委託内容を履行し、事業者独自の工夫や児童とのコミュニケーションを図る中、教員や児童から一定の評価を得ているところである。これについては、毎年５月頃にアンケート調査を行い確認している。

明新小学校および和田小学校の委託期間は令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間であり、委託内容は、食材の検収、調理、運搬、洗浄・保管であり、献立の作成や食材の調達、検食は、引き続き市、学校が行う。債務負担行為の設定は、明新小学校が７,８００万円、和田小学校が６,０００万円、合計１億３,８００万円である。業者選定は公募型プロポーザル方式とする。スケジュールは、８月に議会説明、学校・ＰＴＡ等への説明を経て、９月議会で債務負担行為の設定、その後、業者選定を行い、来年４月に業務開始を予定している。

吉川教育長

ただ今の報告について、御質問等はあるか。

― 特に意見なし ―

吉川教育長

予定していた審議事項は以上であるが、他に何かあるか。

春木委員

食中毒の心配があるが、夏休み中は、給食は一切提供しないのか。

事務局
（保健給食課長）

夏休み中は、給食は一切出さない。

事務局
（教育総務課長）

お手元に４月から６月までの行事報告、７月から９月までの行事予定の資料、令和元年度の教育要覧、市職員の名簿と教職員の名簿をお配りしたので、御確認をお願いする。

吉川教育長

学校プール開放については、特に苦情などはないのか。

事務局
（スポーツ課長）

特に問題はない。

吉川教育長

他に何かないか。

― 特に意見なし ―

吉川教育長	最後に事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局 （教育総務課課長補佐）	次回の定例教育委員会について、８月２９日（木）１５時００分から、場所は福井市役所８階第３委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。 なお、当日は委員会終了後に順化小学校・順化公民館複合化及び長寿命化改修工事（第１期）完成に伴う見学会を開催するので、こちらにも併せて御出席いただきたい。
吉川教育長	以上をもって会議を終了する。

令和元年８月２９日

署名委員　　佐藤　藤枝

署名委員　　木村　敦子

会議録作成職員　　吉田　浩一